

山口大学医学部附属病院保育所保育料等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学医学部附属病院保育所利用要項第10条の規定に基づき山口大学医学部附属病院保育所保育料等（以下「保育料等」という。）に関し必要な事項を定める。

(入所料)

第2条 入所料は次のとおりとする。

乳 幼 児	一人につき	10,000円
-------	-------	---------

2 入所料は、3ヶ月以上入所予定の者に限る。

(基本保育料)

第3条 基本保育料は次のとおりとする。

3歳未満児	月額 44,000円	(*)22,000円
3歳以上児	月額 37,000円	

(1) 兄弟姉妹が2名以上入所した場合、2人目以降の3歳未満児の保育料は(*)の金額とする。

(2) 乳幼児の年齢は、年度初めの年齢とする。

(3) 月の途中入所、退所及び休所及び勤務時間の変更等に伴い、月の利用期間が10日以内となる場合に、予め当該月の前月末日までに届出た場合、基本保育料は半額とする。

(土曜保育料)

第4条 土曜保育料は次のとおりとする。

1 回 毎	1,000円
-------	--------

(延長保育料)

第5条 延長保育料は次のとおりとする。

30 分 毎	200円
--------	------

(一時預り料)

第6条 一時預り料は次のとおりとする。

30 分 毎	200円
--------	------

(夜間保育料)

第7条 夜間保育料は次のとおりとする。

1 回 毎	深夜1時までの場合	1,000円
	深夜1時を超える場合	2,000円

(1) 18時30分から20時00分のみの利用の場合は延長保育料の金額とする。

(病児保育料)

第8条 病児保育料は次のとおりとする。

1 回 毎	3, 0 0 0 円
-------	------------

(受診付添代行料)

第9条 受診付添代行料は次のとおりとする。

1 回 毎	2, 0 0 0 円
-------	------------

(給食費等)

第10条 保育所を利用する場合は、必要に応じて別表1のとおり給食費等を納めなければならない。

- 2 入所児の健康状況や毎月の食事状況を勘案し、上記の給食費等を減額する必要がある場合、入所児の保護者は給食費等の減額申請を行うことができる。
- 3 前項により保護者から減額申請があった場合、病院長が減額を決定する。
- 4 月の途中入所、退所、休所及び勤務時間の変更等に伴い、月の利用期間が10日以内となる場合、予め当該月の前月末日までに届出た場合、月額給食費等は半額とする。

(保育料等の支払い方法)

第11条 保育料等は、定められた期日までに支払うものとする。

- 2 保育料等は原則口座引落により支払うものとする。

附 則

この要項は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条及び第9条の規程については、平成28年10月1日から施行する。
- 2 山口大学医学部附属病院保育所給食費等に関する取り扱いについて（平成26年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月21日から施行し、この要項による改正後の山口大学医学部附属病院保育所保育料等に関する要項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月9日から施行し、この要項による改正後の山口大学医学部附属病院保育所保育料等に関する要項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

給食費等	月 額	0 歳 児	6,000円
		その他児	7,000円
	1 食につき	延長保育	100円
		一時預り	350円
		病児保育(おやつ込) (※保育所入所中の乳幼児を除く)	350円
		朝 食	250円
		夕 食	250円